

ちくぎんマイカーローン（WEB 完結型）契約書規定

第1条（借入要項）

1. 借主は本ローンにかかる銀行および保証会社の各規定の各条項を承認のうえ、銀行 WEB サイトならびに保証会社 WEB サイトで所定の手続きによる申込を行い、銀行が審査し承諾した場合に成立する契約（以下「本契約」という）に基づき、保証会社の保証を受けて、銀行から金銭を借り入れるものとします。
2. 本契約および第 6 条に基づく振込について借主に通知・照会・確認をする場合には、銀行届出（各 WEB サイトへの登録を含みます。）の住所・電話番号・Eメールアドレスを連絡先とします。なお、電話や E メール不通等によって通知・照会・確認することができなくても、これによって生じた損害等については、銀行ならびに保証会社は責任を負いません。

第2条（取引時確認）

本契約の締結その他銀行所定の手続きを行うときは、借主は銀行の求めに応じて、銀行所定の方法による取引時確認（犯罪による収益の移転防止に関する法律に定義されるものをいいます）および同法に基づくその他の確認または措置等に速やかに応じるものとします。

第3条（契約の成立）

本契約は、本規定の同意に基づく申込を、銀行が審査し、かかる審査の結果を銀行所定の方法により通知するとともに上記申込を承認した後に、借主が銀行 WEB サイトならびに保証会社 WEB サイトで所定の手続きを行った後、銀行が当該ローンを実行した時点で銀行と借主の間で成立するものとします。

第4条（書面不交付）

本契約に際し、融資実行時に借主あて交付する書面は、融資日に発行する計算書と返済予定明細表とし銀行所定の方法で交付するものとします。

第5条（借入金の扱い）

借入金は、借主が指定した返済用預金口座に入金するものとします。

第6条（振込規定）

1. 購入等資金にかかる代金支払に伴う払込みについては、借主が別途指定する購入先名義の銀行または銀行の承認する金融機関の口座あてに融資金全額を払込むことを銀行に委任する取扱いとします。この場合に必要な費用・手続きについては、第 10 条（元利金返済額等の自動支払）を準用するものとします。
2. ただし、入金口座なし等の事由により、振込先金融機関から振込資金が返却され

た場合は、返済用口座に入金します。この場合の振込手数料は返却しないものとします。また、この場合借主は借主の責任において、再度正当な口座に振込みするものとします。

3. 振込取引が成立した後の取消・訂正・組戻はできません。銀行がやむを得ないものと認めて訂正・組戻を承諾する場合には、銀行窓口にて手続きするものとします。また、この場合に必要となった手数料等は借主が支払います。

第7条（借入利率の変更および変更の基準）

1. 本契約に適用される利率は、変動金利となります。
2. 本契約の借入利率は、当行の個人ローン最優遇金利（以下「基準利率」という）の変更に伴い、第8条の定める方法により引上げまたは引下げられることに同意します。
3. 銀行は金融情勢の変化、その他相当の事由により基準利率が廃止された場合には、基準利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。

第8条（借入利率の見直し方法および変更日）

1. 借入利率の引上げ幅または引下げ幅は、毎年4月1日および10月1日（いずれも以下「基準日」という）に行うものとし、前回基準日における基準利率（借入日が前回基準日以降の場合は、借入日現在の基準金利）と現在基準日における基準利率の差とします。
2. 本条により利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第1回の約定返済日までに、変更後の利率、返済額に占める元金および利息の割合等を文書により通知するものとします。
3. 前項により、借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次の通りとします。

(1) 毎月返済部分

- ①基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日とし、7月の約定返済分から新利率による返済が始まるものとします。
- ②基準日が10月1日の場合には、基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日とし、翌年1月の約定返済分から新利率による返済が始まるものとします。

(2) 半年ごとの増額返済部分

基準日以降最初に到来する6月または12月の毎月返済日の翌日を適用開始日として新利率が適用され、分かつ計算のうえ新利率適用による返済が始まるものとします。

第9条（利率変更後の返済額）

利率変更後は、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した返済額を支払うものとします。

第10条（元金返済額等の自動支払）

1. 据置期間中

据置期間中は利払いのみとします。

2. 据置なし又は据置期間後

(1) 借主は、元金の返済のため、毎月の各返済日（返済日が休日の場合は、その翌営業日とし、以下「各返済日」という）までに毎回の元金返済額（半年毎増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預入しておくものとします。

(2) 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず返済用預金口座から払戻しの上、毎回の元金の返済にあてます。但し、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。

(3) 毎回の元金返済相当額の預入が各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

(4) 借主は、借入金の保証に関連して負担する保証料、手数料およびローン契約による債務に関する銀行の立替費用を前2項と同様の方法で支払うことを銀行に委任するものとします（なお、支払いを振込で行う場合、銀行あて支払う振込手数料も同様の取扱いとします。）

第11条（延滞損害金）

借主は、元金の返済が遅延した場合には、遅延している元金に対し年14.0%（1年を365日とした日割り計算）の損害金を支払うものとします。

第12条（繰上返済）

- 借主は、本契約による債務を期限前に繰上げて返済できるものとします。
- 借主は、繰上返済により毎月返済または半年毎に増額返済分の未払利息がある場合、当該未払利息を繰上返済日に支払うものとします。
- 借主は、繰上返済をする場合、銀行所定の手数料を支払うものとします。
- 借主は、一部繰上返済をする場合、前3項による他、下表の定めに従うものとします。

	毎月返済のみの場合	半年毎の増額返済併用の場合
繰り上げ返済できる金額	繰上返済日に続く月単位の返済元金の合計額	次のいずれかとします。 ①繰上返済日に続く毎月の返済元金および半年毎増額返済元金に充当します。 ②毎月返済元金のみ、または半年毎増額返済元金のみに充当します。

返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰上げるか、または最終期限を変更することなく、毎月の元利金返済額および半年毎の増額返済額を変更する方法によるものとします。ただし、繰上返済後に適用する利率の条件は、繰上返済前と変わらないものとします。
-----------	---

第13条（期限前の全額返済義務）

1. 借主は、借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合、銀行から通知催告等がなくても本契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促をしても、次の返済日までに元利金返済額（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - (2) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - (3) 借主が支払いを停止したとき。
 - (4) 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 借主が強制執行、仮処分、仮差押、滞納処分等の申立てを受けたとき。
 - (6) 借主が破産、民事再生、特別清算、会社更生その他の裁判上の倒産手続きの申立てを受け若しくは自ら申立てたとき。
2. 借主は、借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合、銀行からの請求によって、本契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2) 借主が本契約の規定に違反し、その違反が重大であるとき。
 - (3) 前各号の他、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど、元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第14条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、本契約による債務のうち各返済日が到来したもの、又は前条によって返済しなければならない債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺する場合、銀行及び借主の債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の利率については、預金規定等の定めによります。但し、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第15条（借主からの相殺）

1. 借主は、本契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日は各返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料及び相殺計算実行後の各返済日の繰上げ等については第12条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳には届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺する場合、銀行及び借主の債権債務の利息及び損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第16条（債務の返済等に充当する順序）

1. 銀行から相殺をする場合に、本契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務と相殺するかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済又は相殺をする場合に、本契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済又は相殺に充当するかを指定することができます。尚、借主がどの債務又は相殺に充当するかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅滞が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済又は相殺に充当するかを指定することができます。
4. 第2項の尚書又は第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条（担保）

借主は、借主の資力並びに信用状態に著しい変動が生じたときは、遅滞なく銀行に通知するものとし、銀行から請求があったときは、直ちに銀行の承認する連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れるものとします。

第18条（代わり証書等の差入れ）

借主は、事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷した場合には、銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差入れるものとします。

第19条（印鑑照合）

銀行は、本取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影又は返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について責任を負わないものとします。

第20条（費用の負担）

本契約に基づく取引に関し、権利の行使又は保全に要した費用は借主が負担するものとします。

第21条（届出事項）

1. 借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号、職業その他銀行に届出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届出るものとします。尚、借主は、銀行が当該変更事項を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。
2. 借主は、前項の通知を怠り、銀行からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、銀行が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

第22条（成年後見人等の届出）

1. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。
2. 借主又はその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。
3. 借主又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出るものとします。
4. 借主又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出るものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第23条（報告及び調査）

1. 借主は、銀行から担保の状況並びに借主及び連帯保証人の信用状態について、資料の提供又は報告を求められたときは、直ちにこれに協力するものとします。
2. 借主は、担保の状況、借主又は連帯保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき若しくは生じるおそれのあるときは、直ちに銀行に報告するものとします。

第24条（債権譲渡）

銀行と保証会社は借主の委託にもとづき、保証会社を被委託者として保証委託契約を締結することに同意し、次のとおり約定します。

1. 保証事故発生のため、銀行が代位弁済金により借主の債務を回収した場合には、この契約にもとづく銀行の債権代位弁済金対等額を保証会社に譲渡されることを異議なく承諾します。
2. 代位弁済金により銀行が債権を回収できなかった場合または代位弁済金が債権全額に充たなかった場合には、銀行の請求ありしだい直ちに全額を支払います。

第25条（団体信用生命保険付保の場合の適用条項）

団体信用生命保険に加入する場合は、次の各項によるものとします。

1. 借主は、この債務の担保として銀行所定の方法により、借主を被保険者として銀行を保険契約者ならびに保険金受取人とする団体信用生命保険契約を締結することに同意するものとします。なお、保険料は銀行の負担とします。
2. 借主は、前項の保険契約に定める保険事故が発生したときは速やかに銀行に通知し、銀行の指示に従うものとします。
3. 銀行が第1項の保険契約に基づき保険会社から保険金を受領したときは、受領金相当額の借主の銀行に対する債務につき、期限のいかんにかかわらず弁済に充当するものとします。

ただし、第1項の保険契約に関し、告知義務違反、その他の事由により保険金の支払いが取消された場合には、本項の弁済充当はこれを取消されても異議はないものとします。

第26条（保証）

1. 連帯保証人は、借主が本契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して履行の責を負い、その履行については、本契約に従うものとします。
2. 連帯保証人は、借主の銀行に対する預金その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
3. 連帯保証人は、銀行が相当と認めるときは担保又は他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。
4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって銀行から取得した権利は、借主と銀行との間に、本契約による残債務又は連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、銀行の同意がなければこれを行使しないものとします。もし、銀行の請求があれば、その権利又は順位を銀行に無償で譲渡するものとします。
5. 連帯保証人が借主と銀行との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、又、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人

が借主と銀行との取引について、将来他に保証した場合にも同様とします。

6. 銀行が連帯保証人に対して行った履行の請求は、借主に対してもその効力が生じるものとします。

第27条（反社会的勢力の排除）

1. 借主又は連帯保証人は、借主（借主が法人にあってはその代表者を含む）又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主又は連帯保証人は、自ら（借主が法人にあってはその代表者を含む）又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主又は連帯保証人が、暴力団員等若しくは第1項各号の何れかに該当し、又は前項各号の何れかに該当する行為をし、若しくは第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が認めたときは、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、借主又は連帯保証人に損害が生じた場合であっても借主又は連帯保証人は、銀行に対して何らの請求もできないものとします。又、銀行に損害が生じたときには、借主又は連帯保証人はその損害賠償責任を負うものとします。

第28条（合意管轄）

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴額等のいかんにかかわらず借主及び連帯保証人の住所地又は銀行本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第29条（契約の変更）

1. 銀行は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で借主に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、銀行は、変動金利の特約がある場合においては、別紙に記載された変動金利の特約の内容に基づいて表記利率を変更することができるものとします。

以 上